

復を命じ、その他指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第39条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第35条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第40条 知事は、第34条第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第41条 県は、第35条第4項の許可を受けることができないため、同条第7項の規定により条件を付されたため又は第37条第2項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

第4章 保護管理事業

(保護管理事業計画)

第42条 知事は、保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護管理事業計画を定めるものとする。

2 前項の保護管理事業計画は、保護管理事業の対象とすべき指定希少野生動植物ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が行われるべき区域及び保護管理事業の内容その他保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、第1項の保護管理事業計画を定めたときは、その概要を告示し、かつ、その保護管理事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、第1項の保護管理事業計画の変更について準用する。

(認定保護管理事業等)

第43条 県は、指定希少野生動植物の保護のために必要があると認めるときは、保護管理事業を行うものとする。

2 県以外の地方公共団体で、第9条第2項第5号の保護管理事業を実施するものは、その保護管理事業計画が前条第1項の保護管理事業計画に適合する旨の知事の確認を受けることができる。

3 国及び地方公共団体以外のもので、第9条第2項第5号の保護管理事業を実施するものは、そのものがその保護管理事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護管理事業の事業計画が前条第1項の保護管理事業計画に適合する旨の知事の認定を受けることができる。

4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。第45条第2項又は第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

第44条 認定保護管理事業等（県の保護管理事業、前条第2項の確認を受けた保護管理事業及び同条第3項の認定を受けた保護管理事業をいう。以下同じ。）は、第42条第1項の保護管理事業計画に即して行われなければならない。

2 認定保護管理事業等として実施する行為については、第13条、第14条、第35条第4項及び第10項、第36条第4項、第37条第1項並びに第52条第2項及び第3項の規定は適用しない。

3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護管理事業等として実施される給餌設備その他の保護管理事業のために必要な施設の設置に協力するよう努めなければならない。

4 知事は、前条第3項の認定を受けて保護管理事業を行うものに対し、その保護管理事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第45条 第43条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けて保護管理事業を行うものは、その保護管理事業を廃止したとき、又はその保護管理事業を第42条第1項の保護管理事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第43条第2項の確認又は同条第3項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、第43条第3項の認定を受けた保護管理事業が第42条第1項の保護管理事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護管理事業を行うものがその保護管理事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、若しくは前条第4項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第5章 推進体制の整備 (推進体制の整備)

第46条 県は、野生動植物の多様性の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第47条 県は、野生動植物の多様性の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(県民及び事業者等の活動の促進)

第48条 県は、野生動植物の多様性の保全に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者又はこれらの者が組織する団体と協力するとともに、これらのものが自発的に行う野生動植物の多様性の保全に関する活動が円滑に進められるよう適切な措置を講ずるものとする。

(野生動植物保護監視員)

第49条 知事は、その職員のうち規則で定める要件を備えるものに、第12条、第21条第1項、第22条第1項、第30条第1項、第31条第1項、第33条、第38条第1項若しくは第2項又は第39条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により知事の権限の一部を行う職員（次項において「野生動植物保護監視員」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第2項に規定するもののほか、野生動植物保護監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑 則 (調査)

第50条 知事は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この条例に基づく規則の改廃、この条例に基づく指定又はその解除その他この条例の適正な運用に活用するものとする。

(財政上の措置)

第51条 県は、野生動植物の多様性の保全に関する施策を推進するため、その生息地又は生育地の監視、土地の買入れ等に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等に関する特例)

第52条 国若しくは県の機関又は県以外の地方公共団体（規則で定める独立行政法人等を含む。以下「国の機関等」という。）が行う事務又は事業については、第12条、第13条第1項、第14条、第23条第1項、第33条、第35条第4項及び第10項、第36条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項及び第2項の規定は適用しない。

2 国の機関等は、第14条第2号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第35条第4項若しくは第36条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 国の機関等は、第13条第6項各号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物以外の県内希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、第23条第1項の規定により登録を受けるべき行為に該当する行為をするとき若しくはしようとするとき、第35条第8項の規定により届出をして引き続き同条第4項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第10項若しくは第37条第1項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をするとき若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による登録の申請又は届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(規則への委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(農林漁業に対する配慮)

第54条 県は、生息地等保護区に関する規定の適用に当たっては、当該保護区に係る住民の農林漁業の生業の安定に配慮しなければならない。

(市町村条例との関係)

第55条 この条例の規定は、市町村が、その地域の実情に応じて、野生動植物の保護に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第7章 罰 則

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条、第15条又は第35条第4項の規定に違反した者

(2) 第21条第1項又は第38条第2項の規定による命令に違反した者

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処